

平成22年第6回八峰町議会臨時会会議録

平成22年11月26日（金曜日）

議事日程第1号

平成22年11月26日（金曜日）午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第102号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 第5 議案第103号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第104号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第105号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第106号 工事請負変更契約の締結について
- 第9 議案第107号 平成22年度八峰町一般会計補正予算（第8号）
-

出席議員（13人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
5番 門脇直樹	6番 腰山良悦	7番 皆川鉄也
8番 福司憲友	9番 山本優人	10番 佐藤克實
11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦	13番 芦崎達美
14番 須藤正人		

欠席議員（1人）

4番 丸山あつ子

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	岡田辰雄	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木充	管財課長	伊勢均
税務課長	小林孝一	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津宣美 書記 船山厚子

午前10時00分開会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成22年第6回八峰町議会臨時会を開会します。

4番議員丸山あつ子さんから親戚の葬儀のための欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、1番松岡清悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せてご報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成22年第6回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

まずは、11月12日午後1時18分頃に目名潟地区で発生した竜巻について申し上げます。被害は住家一部破損が7棟、非住家一部破損16棟、公共建物一部破損2棟、ガラスハウス一部破損1棟の合計26棟に、及び梅の木などの倒木が7本となっております。役場の車庫の窓ガラス3枚割れたり、広範囲に渡って被害が出ましたが、物置や車庫の被害数が多かったものの住家の被害はそれほど大きくなく、生活に支障が出た世帯はありませんでした。

また、幸い人的な被害がなく一安心したところであります。

11月13日に開催した八峰町自殺予防シンポジウムには、約150名の町民の方が参加し、地域のつながりの大切さを再確認したところであります。

11月22日午前10時45分頃沢目子ども園の調理室で使用中の電子レンジが発火し、職員がすぐに消火器で消し止めたという事故がありました。怪我人や延焼はありませんでした。この電子レンジは無償修理の対象となっている商品で、製造メーカーが無償で交換することにしております。

11月24日には行政協力員会議を開催し、各自治会から提出された要望事項にお答えし、また、自治会への助成について協議を行ったところであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第102号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても給与改定しようとするものであります。主な改正内容は、給料表の平均0.1%の減額、期末手当の0.1ヶ月分の減額、4月から11月までの給与月額0.33%の減額、給与構造の見直しに伴う減額補償額0.41%の減額、55歳を超える職員で給料表の6級相当職以上の職員の給料支給額の1%を減額などとなっております。

議案第103号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定により常勤の特別職の期末手当を0.075ヶ月減額しようとするものでございます。

議案第104号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をし

ようとするものであります。

議案第105号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についても、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第106号、工事請負変更契約の締結については、八峰町情報通信基盤整備工事の請負契約を減額する変更契約締結案であります。

議案第107号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、既定額に1,473万円を追加して、歳入歳出予算の総額を55億6,974万2千円とするもので、主な内容としては、光ファイバー通信網整備保守料等維持管理経費、岩館跨線橋改修設計委託料、住宅リフォーム緊急支援事業補助金の追加となっております。

以上、今議会臨時会の議案は6件であります。詳細については、各議案提案の際に説明させますのでよろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第102号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第102号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年11月26日

八峰町長 加藤 和夫

提案理由につきましては、県職員の給与に関する秋田県人事委員会の意見に鑑み、町職員の給与月額及び期末手当について改定する必要があるため、条例を改正するものであります。

つぎのページをご覧くださいと思います。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について改正文がこのページから8ページに渡って記載されております。非常にわかりづらい改正なので、資料に基づいてご説明したいと思いますので、既に配付してあり

ます総務課資料をご覧になっていただきたいと思います。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案説明資料でございますが、まず1つ目です。今回の給与改定の特徴等についてでございますが、秋田県人事委員会の勧告に準じて給与改定をするものでございます。特に50歳代後半層の給与水準の是正が改定の特徴となっております。

2番目ですが、給与改定の内容でございます。1つ目、期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げるということで、これは、第15条と第16条関係の改正でございます。ということで、期末手当、これを0.1ヶ月減額するという内容でございます。今年12月支給分から適用することになります。で、その表ですが、再任用職員以外の職員のことですが、これが一般の職員のことでございます。これの12月支給分を100分の145から100分の135に改正するという内容でございます。

それから、勤勉手当につきましては、再任用職員が対象でございます。6月及び12月をそれぞれ0.025ヶ月引き下げる内容となっております。これは6月・12月共に引き下げとなっております。

それから②ですが、給料表の改定でございますが、これは議案中に給料表を掲載しておりますので、それをご覧になっていただきたいと思います。平均で0.1%の減額となっております。概ね40歳以上が対象となっております。大体、引き下げられる金額は200円から500円となっております。

③です。格差解消のために4月から11月の給料月額及び6月に支給された期末手当・勤勉手当の合計額を減額するということで、0.33%の減額と。

それから、給与構造の見直しに伴う減額保障についても引き下げるということで、0.41%の減額となっております。

それから、当分の間、55歳を超える職員で給料表6級以上の職員に対する給料月額の支給につきましては、給料月額からさらに1%減額するという内容でございます。この改正につきましては12月1日から施行するというので、この改正による予算の減額については、12月定例議会にて提出したいと思っております。

よろしく願いいたします。

次の2ページ目ですが、その他の改正内容でございます。これは条例第10条3項の改正でございますが、1つ目でございます。1ヶ月60時間を超える勤務時間外の勤務につきましては、超えた分の時間につきまして、1時間当たりの額に100分の15

0を乗じることになっております。この60時間の計算について、改正前につきましては月曜日から金曜日までの勤務した分の1ヶ月分の合計となっておりますが、改正後は、土曜・日曜・休日を含めた分も加算するという事で、休みに出た分も60時間に加えるという事でございます。

これは来年の4月から適用するという事でございます。

②ですが、給与からの控除ということで、給与からは所得税とか県民税、これを控除することが出来るというふうになっております。それで、次のものも控除出来る様に条例で定めるということで貯金や生命保険など7項目について定めるものでございます。

③ですが、給与条例の改正に伴い条項等の改正が必要な条例があるということで、これは附則の方で改正しております。改正している条例につきましては、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから、八峰町職員の育児休業等に関する条例。この2つを附則の方で改正しております。これが給与条例の改正に伴って改正されるものでございます。

非常に簡単ですが、以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（須藤正人君） これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 何点か質問いたします。

まず、職員の給与ですけれども、ここ2・3年前と比べて月額どれくらいの減額になっているんでしょうか。それは、期末手当も同じですけれどもどれくらい減額されて、給料が減額されてきたか。ちょっと教えて欲しいと思います。

それと、4月から遡って減額するという事もありますけれども、これは必ずしも4月から遡って人勧どおり行わなくてはいけないのかどうなのか。ほかの市町村でもかなりもめていたり、反対がかなり接近したりしておりますので、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

それとですね、今説明がありましたこの資料の2ページの1ヶ月60時間を超える時間外勤務のところで、今まで月曜日から金曜日までは1ヶ月分として計算していたようですが、土日・休日・年末とか入りますとかなり60時間を超える、これは土曜日とか日曜日、勤務時間ですよ、残業ではなくってね。とすると、かなり対象者が増えてくると思われるんですけども、これに対する予算の見込みと、それと部

署にもよると思うんですが、どうしても代替が必要な場合、代替の人員の確保とかその点とかこれからこれを行うにあたってどのように考えておられるのか聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） ただいまの2番議員の質問に対し答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 最初の質問でございますが、ここ数年どのくらい減額されているのかということでございますが、まず、正確に申し上げる数字を今持ち合わせておりませんが、平成11年月齢級勧告が0.28%、減額になったところだけ申し上げます。平成14年これが2.03%、それから平成15年1.07%減額となっております。それから平成17年0.36%減額、それから平成21年0.22%、そして今年が0.25%というふうになっております。

ボーナスにつきましては、ほとんど毎年のように下がってきておまして、平成11年からすぐ計算してもですね、0.3、0.2、0.05、0.05、0.25、それから0.35とか0.25などかなり減額になっているという状況でございます。

それから2番目の4月に遡って削減する必要がないのではないかということでございますが、これも県の人事院の勧告に従って準じてやっているものでございますが、どうしても町の公務員の給与というのは今時期に決定されるものでありますので、その年の4月に決定されていけば全然問題ないのですが、民間の給与を参考にして決めるものですからどうしても4月には今年のを算定できないということなので、どうしても民間との給与との格差を改めるためには遡りも必要であるというふうになっております。

それから1ヶ月60時間のことですが、これにつきましては、時間外勤務の時間でございます。なので、普通の勤務時間ではなくて、時間外勤務を1ヶ月60時間以上時間外をした場合の取扱いでございます。で、月曜日から金曜日までの間に時間外勤務を60時間以上した場合、1ヶ月のトータルですね、超えた分については、100分の150で計算しますよと。1時間当たりの金額ですが。それに、これからは、来年度からは休みに働いた分も足して60時間を計算するので、職員にとっては、いい方向だと思っています。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） はい。先ほど60時間のことで質問したのは、土曜日、日曜日、休日の時間勤務ですよ。それについては、時間ですよ。

するとやっぱり、対象はかなり増えると思うのですが、それに対してどのような対処を。ただ、職員の時間外手当が増えるということだけの問題になるのでしょうか。時間外が増えるだけではなくて、そこに労働条件を緩和するために代替職員とか、そういう考えがあるのかどうなのかということをお聞きしたのですが。

それと、これによって予算と比べてどの位の減額となるのか、見積もっておられるのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） この時間外が増えるのではないかとご質問ですが、土日・休日に出勤した場合は代休制度というものがありますので、必ずしもすべてがそうなるかと限らないということになります。

予算につきましては、新年度からの適用なので、まだ計算しておりません。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） この改正をしたからといって、時間外がそれに伴って増えるというものでなくて、現状の時間で60時間を超えた部分の単価が高くなるということなので、その分に対しては新年度から予算措置をするようにしたいと思います。そんなに急激に労働加重になるという中身ではないのでご理解願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今回のこの改正案につきましてですね、職員の組合等の話し合いはついているのかということが1点と、資料の2ページの給与からの控除なんです。例えばですね、秋田県市町村職員共済組合が行う貯金ですね、組合が行う貯金及び償還が控除ということなんです。組合員じゃないですよ。ここの文章をまともにうければ組合が行う貯金、それから償還金ということになっているので、まあ、その下もずっと同じなんです。互助会が行う償還及び徴収。まあ、徴収金は、互助会が組合員に対して行う徴収金ということになるんでしょうけれども、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） まず1点目でございますが、職員組合と話し合いをした

のかということでございますが、去る11月16日に職員組合の方には、県の人事院会の勧告に準じて改定をしますということでお話をしています。組合の方ではもちろん減額するという内容でございますので、簡単に納得はしなかったのですが、まず、事情も事情ですのでやむを得ないという感触でございました。

2点目の給与から控除することですが、これは、職員が共済組合から例えば貸付を受けていた場合、給料からその貸付分を返済できるということでございます。それは、職員が望めばそうなる。自分で給与もらってから自分で払うのであればそれでもいいし、給与から天引きしてもらおうことができるという制度でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） はい。2ページの給与からの控除のことなんですけども、いろんな共済組合とか労働金庫、生活共同組合、これらの控除額を町の事務作業としてそれを行う部分の経費っていうのは当然かかるわけですよ。それに対する町の代金回収に対する手数料とか報酬とかバックマージンのものがあるんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 9番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩します。

午前10時24分 休 憩

.....

午前10時24分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） はい。生命保険関係につきましては、手数料が若干入ってきます。それから、職員団体の関係につきましては、これは職員の福利厚生的な感じでサービスをするということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） そうすればそういうふうな手数料的なものが入ってくるとすれば、契約とかそういうふうなものが存在していて、保険会社から入るとか、例えば生協であればそういうふうな取り組みであると理解できていいんですかね。

わかりました。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） はい、そのとおりでございます。

○議長（須藤正人君） 9番山本優人君。

○9番（山本優人君） もう一つ、お願いがあるんですがね。いろいろこういう団体との控除の手間がかかるわけなんですよね。おそらく給与システムの中にもこの控除というものが入っている。だとすれば、交渉によって手数料をいくらばかりかでももらえるように今後交渉していった方が町のためになるんじゃないかと思っておりますので、その辺努力していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 答弁は。

○9番（山本優人君） いいです。

○議長（須藤正人君） はい。

ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 今、民間企業は給与カット、ボーナスカット、残業もカット、そういう企業がほとんどだと思います。まして、育児休暇など取れる企業は能代山本でいえばほとんどないのが現状だと思います。その中で先日、視察に行ってきました。茂木町からは大変手厚い歓迎対応していただきました。その古口町長の話の中で、公務員は優遇されていると。職員が一生懸命仕事をするのは当たり前だと。それに勤勉手当等を出すのはおかしいと。そういう意味で茂木町はそういう関連の手当はすべてなくしたという話を聞いてきました。それらに関して町長はね、民間との格差、その辺どう考えていますか。答弁お願いします。

○議長（須藤正人君） 5番議員の質問に対し答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） はい。県の人事委員会で民間の給与との比較の中で、勧告をだしていますので、そういうものがより地方の実態を反映した形で出されておりますので、これに準じたという考え方でございます。

確かに議員がおっしゃるとおり、民間は非常に厳しい状況にあると。したがって、公務員もそれをふまえてですね、それなりの町民サービスをしていかなければならないということについては、重々理解をしているつもりです。職員にも話をしています。ただ、先ほどおっしゃった中で育児休業を取れないという中身については、これは法的に民間であろうが公務員であろうが同じ法の下でやらなきゃいけないことになっておりますから、取れない状況にあるところも確かにいろいろあるかもし

れないけれどもこれはやっぱり推進していかなければならない立場ですので、一般的に法的に認められた権利とかについては、大事にしていかなければならないかなと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 先ほど、資料2の②の説明を受けましたけれども、これはおそらく先ほどの説明であれば共済組合に対しての貯金及び償還金になるだろうと思うんですね。そうすればですね、町村組合に組合員が、職員がですね、貯金する。貯金もみんな控除になるとこういうことの理解でいいんでしょうか。

それから、例えば労働金庫の積立金は積立貯金だと思うのですが、普通、貯金が控除になるのはちょっと我々の感覚では理解できないのですが、そこら辺について説明してください。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 控除というのはですね、ただ給与から天引きしてくれるというだけの話です。控除というのは所得税の控除になるとか町県民税の所得控除になるとかそういう控除ではなくて、給与から天引きしてただ払ってくれるというだけの話です。そういう控除でございます。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） はい、ちょっと補足させていただきますけれども給与というのは原則的に控除なしで全額本人に支払うのが、これが原則でございますけれども、逆にまた控除もできると。これは相手側のオーダーを得てということになりますので、職員がオーダーした分でないと控除はもちろんしません。で、逆にこの団体のメリットよりも職員の方がそういうふう控除してもらうことによって利便性があるという、そういう立場で、これは法的にも認められております。それからまた、職員の先ほど申し上げたとおり福利厚生という立場もありますので、そういう面でこれを使ってやっているということでもあります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） そうすればこの労働金庫の積立金等、すべての職員がなさっているわけですか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 貯金している人もいるし、していない人も当然おります。

これは、もちろん強制的にやるものではなくて、本人が天引きしてくださいと言った場合に天引きするというございますので、すべての職員が、もちろん該当しない職員もいるかもしれないです。

○議長（須藤正人君） 3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） すみません、度々あれで。そうすればですね、今までこれが改正されなかったのがちょっとおかしい、変ですね。それこそ、積立を行わないで全額給料でもらっていた方々が申告の時点ですね、控除になったんだと思うんですね。んで、積み立てやっておった人達が控除ならなくてということなんですよ。違うんですか。

ちょっと、休憩お願いいたします。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午前10時33分 休 憩

.....
午前10時39分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 12月定例会に補正予算で詳しい数値が上がってくると思いますが、給料、手当等に区分しながらおそらく上がってくると思いますけれども、今現在でもし、概算で分かるようでありましたら、おおよそのところを教えていただけたらありがたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） はい。今盛り計算中のございますけれども、おおよそでございますが、期末手当関係、これにつきましては、510万円位ですね、減額になると、相対で、510万円位です。それから、給与改定関係につきましては、大体126万円位だと試算しております。ということで、636万円くらいですか。630万円余りということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） はい。これに反対の討論をいたします。

先ほどの給料の説明でも平成11年からもう本当にジワジワジワジワと給料が引き下げられ、また、期末手当でも636万円。この金額も、たいした金額でないかもしれませんが、これによって職員の労働力の低下、また、購買力の減少につながるのではないかとやはり危惧されます。各企業では、大変だとは言われますけれども大企業は内部留保を多く抱え、この公務員の減額に見習えと、こういうふうな号令がかかることは当然出てくると思います。これは、労働賃金の低下に繋がっていきますので、私はここで各企業の状態もありますけれども、大企業がこれに目をつけているという点からして私はこの案に反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第102号を採択します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） はい。起立多数です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第103号、八峰町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは、議案第103号、八峰町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明します。

八峰町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年11月26日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正をするものであります。次のページをご覧くださいと思いますが、八峰町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで、第1条と第2条の改正がございます。これにつきまして

ても資料で説明いたしたいと思えます。

資料の方の3ページでございます。改正理由は先ほど申し上げたので省略させていただきますが、これも県の改定に準じて行うものでございます。知事等の改定に準じて行うものということでもあります。改正内容につきましては、(1)ですけれども、町長と副町長の平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160から100分の152.5に引き下げるということで、0.075ヶ月の引き下げになります。改正の第1条に規定しております。

(2)ですが、平成23年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改正するというところでございますが、現在改正前では6月が100分の140、12月が100分の152.5。これを総支給率は変わらないのですが、支給割合を6月と12月で変えるということの改定で改正後は6月が100分の137.5、それから12月が100分の155というふうに、これは来年の6月から適用するという改正でございます。これは第2条の改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（須藤正人君） これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

したがって議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第104号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） はい。議案第104号、八峰町教育長の給与、勤務時間その

他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年11月26日

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正をするものであります。

次のページに改正内容、第1条から第2条まであります。これにつきましては、先ほどの第103号議案同様の改正でございます。町長、副町長と同様の改正をするというものでございますので、説明は省略させていただきます。

○議長（須藤正人君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第105号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） はい。議案第105号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年11月26日

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、町議会議員の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正するものであります。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容でございますが、第1条と第2条がありまして、これにつきましても町長、副町長、教育長と同様の改正をいたしたいということでございます。説明は省略させていただきたいと思います。

終わります。

○議長（須藤正人君） これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第106号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 議案第106号、工事請負変更契約の締結について、ご説明を申し上げます。平成22年3月25日の公募型プロポーザルによる入札に付した八峰町情報通信基盤整備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本事業の完成期限は来年の1月14日となっておりますけれども、工事そのものはほぼ終了しております。間もなく完成検査を行いまして引渡しを行う予定をしてお

りますが、これに先立ちまして請負業者さんから提出されました出来高実績見込みを検収しましたところ、変更契約の必要が出て参りました。そのようなことから、減額の請負変更契約を締結しようというものでございます。契約の目的でございますが、八峰町情報通信基盤整備工事。契約金額でございます。変更前が1億9,635万円でございます。変更後が1億7,478万9,220円ということで、2,156万780円の減額になります。契約の相手方でございます。住所、秋田県秋田市中通4丁目4番4号。称号及び名称です。株式会社N T T東日本一秋田、代表取締役社長、小野寺仁。支出科目でございますが、平成22年度八峰町一般会計2款総務費1項総務管理費12目地域情報化事業費です。これにつきましては、平成21年度繰越明許費を設定しております。

平成22年11月26日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、八峰町議会に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

皆様のお手元の方に企画財政課の資料が渡っております。その中の1ページ目をご覧くださいと思います。

すみません。その中の説明に入る前にですね、一つご留意いただきたい点がございます。というのはですね、請負契約の変更につきましては、一般的には工事内容の変更や延長・面積、こういった数値の変更が伴った場合、発生いたしますけれども、今回の総務省所管の交付金事業につきましては、これらに含めまして設計単価と実施単価に変更が生じた。こういった場合も出来高に変更がありまして、請負変更の契約に繋がるということになっております。例えて申し上げますと、企業努力で設計単価を下回る価格で資材等調達した場合、調達価格で工事の出来高を計算してもらおうという方法になっております。逆に設計単価を上回る場合は、上回った分は業者負担です。これは従来の考え方でございますけれども、出来高に加算は出来ませんよというふうな内容になっております。まあ、いずれ設計額の範囲内で、実際にどれくらい工事費がかかったのかと、実額ベースで請負契約額との差額を精算してもらおうというような内容になっております。このようなことから今回は変更の項目もかなりございまして、それから、請負業者さんの企業努力、そういったも

のもかなり入っております、2,000万円を超える変更と、減額変更ということになっておりますので、そこら辺をお含みいただきたいと思っております。

それでは、変更内容の主なものにつきまして、1ページの資料に基づいて説明いたします。左端の方に1番工事費から2番付帯工事費、その他諸経費というふうに並べておりますけれども、工事費関係では実績額が1億668万4,097円と、それで増減額として減額の606万257円ということになっております。で、主な内容でございますが、1番大きいのが資材費等の3番のところでございます。BB・伝送設備の資材費（ケーブル等）と。これが、マイナス628万8,284円となっております。これは先ほど申し上げたとおり、請負業者さんが経費削減を図るために5社の見積を行ったと。その結果、非常に金額が下がったということで、そのまま工事实績費額ということでこの契約額に反映されます。それから、増額部分もございます。工事費の2番BB・伝送路・加入者整備工事というところで161万9千円ほど上がっております。これは、現状のままでは電柱にケーブルを張れないということで、既設ケーブルを下げたと、そういった内容の変更に伴いまして増額となっております。

それから、土木工事でも多少やり方、どうしても変えなければならないということで、管路、ケーブルを、この道路を渡すといったときに地下道をつくる計画でありましたけれどもそれよりは既設のNTTの施設を使ったほうがいいと。そういった判断から借用に変更したということで、300万円ほど減額となっております。

それから、付帯工事費の方なんですけど、調査費から電力柱改造費までございますけれども、こちらの方では減額が1,237万3千円。何がしかの減額となっております。こちらの方は設計そのものが机上設計ということになっておりまして、実際工事に入りますと詳細に調査するということが入って参ります。そういった関係から、いろいろな調査費関係で減額となっております。1の調査設計費では現地調査費ということで、444万8千円ほど減っております。それから、申請業務でもここ3つ並べておりますが、結構な額、その業務内容が減ったということで減額となっております。

それから、機器の損料ということで、電柱の新設行程が減になったということで、特殊車両の借り上げが減ったというものもあります。

それから、安全対策費が大きくなっております。こちらも設計上、これこれが必要であろうということで設計には盛り込んでるわけですが、現場の施行状況の合わ

せてA誘導員というものを減らして、B誘導員、単価の安い方ですね、こちらに増やすといった工夫をしてもらっております。そういった関係で減ったということでございます。

あとそれから運搬費から電力柱改造費とこういったものが諸々と減って、トータルの実績の工事費が一番下の方にありますけど、1億7,478万9,220円になったということでございます。この金額に基づいて請負契約額の差額を減額するというふうな内容でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

したがって議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第107号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 議案第107号についてご説明申し上げます。一般会計の補正予算です。そして、すべて今回は増額補正でございます。

それでは、議案第107号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第8号）。平成22年度一般会計予算（第8号）は次のとおり定めるものとする。歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,473万円を追加して、総額を55億6,974万2千円とするものであります。あと、第2条のところ、先ほど106号の事業関連でこの後のランニングコストの関係で債務負担行為を追加しております。

それでは最初に、債務負担については後ほど実業の方で説明したいと思うので、6ページの方をご覧いただきたいと思います。今回の補正財源はこの今回の光ファ

イバー導入に伴う貸付料の財産貸付収入と、あと、繰越金を充てるというものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、財産貸付収入ということで、光ファイバー等貸付収入。これにつきましては、年間大体今後ですね、338万円位ランニングコストが発生するわけですが、今回はその4ヶ月分といいますか、それについて後ほど補正するといいますか、それに伴ったものの財産収入で入ってくるものでございます。

それから19款の繰越金ですけれども1,365万1千円。これは、繰越金を充てるということでございます。

歳出の方に行きたいと思います。7ページ、2款の総務費、1項総務管理費、12目地域情報化事業費でございます。いわゆるブロードバンドの事業を供用するというので、サービスをするということで、光ファイバー事業先ほど1月いっぱいまで工事完了するというお話ありましたが、それに伴いまして保守点検料が生じると。で、今回4ヶ月分ということでこの後全体の説明が終わりましたから、企画財政課長の方から皆さんに企画財政課の資料が行っていると思いますので、それに基づいてですね、詳細を説明した後に皆様方からご審議いただきたいと思います。そういうことで総額で148万2千円の補正であります。節で言いますと、11節需用費、光熱水費電気料でございます、2万6千円。それから役務費18万5千円。災害保険料ということで、これにつきましては1月から来年度分ということですが、実際には来年1月分から入らなくてはならないということで、10月分から掛けていくということで13ヶ月分の保険料でございます、18万5千円。それから13の委託料ですが、47万7千円。これは光ケーブルの保守料でございます。それから14節、使用料及び賃借料ですが、細目の3節で電柱共架料67万9千円、それから細節の4のICT借用料として11万5千円、これはNTTの情報設備を借りるということでございます。

以上、詳細につきましては、先ほど申し上げたとおり企画財政課長からもうちょっと詳しく説明してからご質問受けたいと思います。

それからその次の土木費ですが、8款土木費2項道路橋梁費3目の橋梁維持費であります、324万8千円の増額であります。これは13節の委託料2細節の岩館跨線橋改修設計委託料324万8千円であります。この跨線橋につきましては廃校になりました岩館小学校に通う子ども達が主に使いながら地域の住民も使っているところで

ありますけども、かなり老朽化してですね、破損が著しいということで架け替えを前提としたJRとの協議を行いたいと。そのための概算設計でございます。

それから8款の土木費5項住宅費1目の住宅管理費ですが、補正額が1千万円でございます。19節負担金補助金及び交付金1千万円。住宅リフォーム緊急支援事業補助金ということで、まあこれにつきましては、皆さんのお手元の方に建設課説明資料ということで行っていると思うんですけども、既に5千万円の予算計上をしているわけですけども、非常に需要があるといえますか、非常に町民から喜ばれているということでこの後またですね、1千万円位の需要が見込まれるのではないかとということで、今回、1千万円を追加させていただいたということでございます。

以上でありまして、債務負担につきましては先ほど言いましたように今後10年間ですね、NTT東日本と町長との保守点検をやる中ですね、その債務負担として10年分で9ページのところなんですけども2,291万5千円。ただ一部先ほど言いましたですね、IRUですか、長期契約に該当しないものもありますので、一部は一般財源を持ち出さないといけないということで、一般財源分が19万・・・そのうちのですね、19万4千円でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 副町長の説明に引き続き光ファイバー関係の説明をさせていただきたいと思えます。資料は皆さんの所にあります2ページから4ページの資料となりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。光ファイバーを使ったブロードバンドサービス、それと地デジの事業につきましては新しく始まる事業でございますので、今後の管理方法、それから経費的なものはどうなるのかといったものにつきましてまず説明をさせていただきたいと思えます。

2ページが一番最初の光ファイバー等の管理方法ということでございますが、今、名称的に光ファイバー等というのは、ファイバーケーブルとそれから、それにくっついている関連機器これをすべて含めたという解釈でお願いしたいと思えます。まずブロードバンド関係でございますけれども、このブロードバンドサービスの適用に係る光ファイバー等はNTT東日本さんと長期の賃貸借契約、IRU契約というんだそうでございますが、これを締結して貸付をいたします。そのIRU契約とはどういうものかということにつきまして、若干でありますが一番下の方の参考の欄

に載せてございます。いずれ契約で成立いたしましてそれぞれの合意がなければ一方的な解約はできませんよと長期安定的な使用权に関する契約というふうな規定になってございます。

それから自治体が補助事業で整備したこういった光ファイバー等、これを電気通信業者に貸し出す方法として総務省が二つほど規定しておりますけれども、八峰町の場合はこのIRU契約でやって行きたいということでございます。それ以外の方法を取るとすれば、八峰町自体が電気通信事業の免許を取らなければ駄目だということもございますので、貸付をしてこの施設の運営を図っていくということでございます。

それからですね、二つ目のポツですけども、貸付料の額でございますが、町が支出するランニングコストその相当額を貸付料とするということにしております。まあ、逆から行ってもよろしいんですが、いずれ歳入でもってランニングコストを賄うという考え方でございます。

ただし、契約の対象とならないものにつきましては別でございます。それから保守管理でございましてけれどもこれにつきましてはNTTと委託契約をいたしましてNTTの責任と経費でもって行うということでございます。

ただ、保守管理に属さないものがございまして、災害それから第三者による事故等による現状復旧工事、それからケーブル等の移転、支障移転工事、こんなものにつきましては、IRU契約の対象となりませんので、それから町の施設でございまして、発生の都度町が行うということでございます。

それから、地デジ関係ですが、小入川地区の地デジの電波受信それから再送信にかかる光ファイバー等はIRU契約の対象となりませんので、町の負担で管理をしていきます。

2つ目の貸付料とランニングコストの関係でございまして、これは年間の見込み額でございまして、23年度以降10年間、長期の契約でございまして、10年間こういった内容で進めて行きたいと考えております。貸付料としては年間323万7,446円となっております。収入先はNTT東日本。これはIRU契約に基づいてやっております。これに対応するのが次のラインニングコストなんですけど、ちょうど真ん中あたりに一番下を見ていただくと323万7,446円というものが出てきます。これに対応するということでございます。地デジの関係につきましては先ほど申しましたとお

りこれは関係しないということで町の負担ということで、年間13万3,249円。この程度かかるだろうと見込んでおります。まあ、これ全体の合計金額としては337万695円ということになります。町の持ち出しというのは地デジの方にかかる経費は町の持ち出しになりますよということになります。

それから、次に3ページの方をご覧いただきたいと思います。3ページの方は今回提示しております補正予算の内容を整理したものでございます。歳入につきましては、財産収入ということで光ファイバー等貸付料107万9,148円、先ほどの年間300いくらかの額から4ヶ月分、3月までの4ヶ月分計上したものであります。歳出でございしますが、需用費から順番にはなっておりませんけれども、12の役務費まで並べております。経費の種類といたしましては、まず、電気料でございしますが、電気料につきましては光ファイバーの方、ブロードバンドの関係につきましては発生いたしません。電気を使わなくても光通信はこれは自動で走るということで電気はかからないということでございます。ただ地デジの場合、受信点アンテナの機器を動かすためにそれだけが電気がかかるということでございます。

それから、光ファイバー網保守料でございしますが、こちらの方につきましては47万6,280円。こちらの方はブロードバンド関係では47万1,686円、地デジ関係保守こちらの方も基本的な保守はお願いしていることにしていますので、約1%に行きませんけれども若干その程度按分をしているところでございます。

それから③番④番⑤番⑥番とこういうふうな形でなっております、いずれ貸付料に対応するのはIRU契約に含まれるものということで107万9,148円と。

それで、ブロードバンド関係の(ウ)というところありますけれども、IRU契約に含まれないということでトータルで33万5,559円。こちらにつきましては、工事等にかかわる経費と考えていただきたいと思います。

あの、特にNTT等電力柱につきましては、事業を進める中で申請して許可されたときから経費が発生するというので、こちらの分については、工事費に係る分と工事の経過の中で発生した分ということでご理解をいただきたいと思います。そのようなことから、これは来年度以降からはこの33万5千円というものは発生いたしませんので、そのような形でご理解いただきたいと思います。

それから、4ページの方、絵図面を載せてございます。概略的に説明を申し上げたいと思います。光ファイバーそのものはほとんどこのケーブル敷設が主でありま

す。建物といったものは全くございません。そういったものがあるというのは、この地デジ用のアンテナ、これは旧岩館小学校の敷地内に設置いたしました。こういった表に現れてくるのはこんなところかなと思っております。一番下の方を見ていただきたいのですが、資産区分と管理・保守区分というのがございます。いずれN T Tビルというのがございます、上の方に。N T Tビルというのは交換局のことです。交換局のところまではすべてN T Tの管轄ということでございます。N T Tのビル、交換局からそこで結んでいるケーブル。それから、各家庭のところまでこちらが町の資産と。家庭の中に入っていきますと、これは町の資産となりませんので、いずれN T Tのビルから各家庭に引き込まれるまでの間の施設が八峰町の資産だということで、これらの施設をブロードバンド関係につきましては、N T Tに貸し付けるとそれから地デジの関係につきましては町が管理するというふうな内容になってございます。全く概略的な説明でございますが、こんな感じになっております。

ちなみにケーブルの延長が43 k mとなっております。その中に細かい新線（しんせん）という光ファイバーそのものはいっていますけれども、これを合計すれば214キロと、こういったことになるようでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 課長、ちょっと説明して欲しいんですけども。説明資料の3ページ。歳出の中で電話柱と電力柱の使用料、ついでいますよね。約38、9万円。ようするにこれ、電話柱と電力柱を使って光ケーブルを使用させてもらっているからという使用料ですよね。そうすれば前のページの、2ページのランニングコストの中のこの電話柱・電力柱の添架料。ちょっとこれ、意味がわからないんですけども。ちょっと教えてもらえますか。

○議長（須藤正人君） 5番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） まず、あの3ページの方の⑤⑥のところですね。⑤がN T T柱ケーブル添架料372,960円。⑥が電力柱ですが、こちらの方はトータルすれば6ヶ月分見ているんです。372,960円に対してはね。ただ、I R U契約の対象になるのは246,154円、これが12月から4か月ということです。あくまでもこちらの方

に3ページの方は税込みで書いています。はい、税込みで書いています。2ページの方は一番最後には税というふうに付け加えてまして、それそのものは税抜きの計算で書いています。いずれ中身は全く同じで、電力柱、N T T柱に町のケーブルをかけると。そのための借上げ料といいますか、そういったものの経費でございます。2ページは今後10年間の年間の見込み額と。3ページは今回補正に出しました4ヶ月、5ヶ月分でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 8ページの跨線橋の設計委託料についてお尋ねいたします。この設計委託料は概算設計書の設計委託料だと思うんですが、これも当然改修事業の中に入るんだと思うんですね。そうすれば、これも当然J Rと実績の負担割合で行われるべきだと思うんですが、これが町の負担分なのかどうかということをお尋ねいたします。この改修の工事スケジュールを見ますと一貫して主体はJ Rというようですので。本来であれば協議用の概算設計書に関してもJ Rが当然設計の発注なんか行うことになるんだと思うんですが、そこら辺も合わせて説明してください。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 建設課資料の2ページに今後のスケジュールを書かれておりますが、今回補正いただいた分につきましては、J Rとの事前協議用の概算設計書類の作成の分でございます。この部分につきましては、町の費用で町が作成し、J Rに事前協議にうかがうための資料という形でJ Rとの協議で準備していただきたいという旨のことでございます。で、今後につきましては、1月にJ Rとこの概算設計書をもちましてJ Rが工事する部分、それから町が分担する部分、それらのことについて、協議を進めて行きたいというふうに思っています。それに基づきまして、この跨線橋に関する工事費負担金もしくは、直接町が行わなければならないものは町という形の中で予算計上したいと。4月にはJ Rと正式に協定書を結び、以降J R部分について改修工事の実施設計、6月から改修工事、9月には完成というスケジュールで考えております。

で、この前段の概算の協議用の資料につきましては、J Rの方から町で準備してくださいというふうなことを依頼されましたので、今回予算計上したものでございます。それから改修の内容につきましては、今後J Rと詰めますが、上屋部分、鉄骨が相当傷んでおります。この部分を全部撤去をいたしまして転落防止用のフェン

ス、これを設けるといふふうな方向では検討しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 協議の設計書は町で負担してくださいというJRからのお話だということでしたけれども、後で実績に基づいてJRで負担するという話はなかったんですね。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） はい。この工事に関しましては建設省の方の規定がございます。ちょっとお待ちください。建設省の通達なんですけど、土木工事安全施行技術指針というのが示されています。その中の第11章で鉄道付近の工事、これの進め方について定められております。今回はレール上、軌道上の上ですので、その分、町で工事するということができないというふうな規定にされておりますので、その部分に係る安全の架設対策とかそういうものについてJRが施行し、当然事故等のないようにJRが万全に設計を組み、そういうふうな形で町が負担するというふうな工事になりますので、実際町が直接工事が行えない場所である関係上、今回負担という形になります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 岩館の跨線橋のことで少し伺いたいんですけども、この跨線橋の前後にトンネルがありますよね。トンネル、なかったですか。これがトンネルの形になりますが。

それはこことは全然関係ないですか。これはあくまでもJRの上に立っているということ。

はい、わかりました。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 今回光ファイバーケーブルを数億円かけて全町網羅したというふう聞いておりますけれども、まず1点は八峰町内でインターネット等の契約している数なり率なりわかっている範囲で教えてもらいたいということが1点です。それと、今後はこの数億円の経費をかけて敷設した町の財産ですからこれを有効に活用しないといろいろ町にとってのメリットがないわけですので、今後のスーパーケーブルを使ったいろんな展開の検討なり計画がどういうふうなスケジュールで考

えているのか、もしあったら教えていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員の質問に対し答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） 最初のご質問のインターネットの契約者の状況ということでございますが、今のところ私共の方で最近の状況について把握しておりません。かなり八森地区に関しては12月1日でブロードバンドのサービス提供をやりますよということで、どんどんどんどん申込予約というのですか、そういう形で進んでおりますので、なかなか把握できる状況もないわけで、その後そういったものもNTTさんの方から情報を得て、確認をしていきたいなと思っております。当然今までのISDNとかADSLとかそれから切替とか多くなってくるだろうと思っております。で、それから峰浜地域の方ではご存知のとおりまだ国道101号線沿いに限られておりますので、いずれそちらの整備促進を図るためにも加入の申込みといえますか、意思表示こういった活動も取組んで行きたいなと思っているところでございます。

それから、今後の有効活用の方策ということでございますけれども、特別計画についてこのようなことをやっていきますという定めたものはございませんけれども、いずれこの高速インターネット、いろんな面で有効活用が期待されておりますので、学校教育それから医療、それから健康、福祉、そういったものをやろうと思えばなんでもできるわけでございますので、いずれ私共の担当ばかりでなくて、やはりこれを活用した町民サービスを着実に展開していく必要があるだろうと思っておりますので、今後また町内にてそういったものの活用検討といったものを進める必要があると感じております。

そして、これは進んでいくだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 住宅リフォームの関係で質問いたします。建設課からいただいた資料を見せていただきますと、予算額に対しまして交付の実績額事業完了後の確定額であります。83.1%という具合になっております。そうしますと残額ざっと計算しますと、約900万円ほど残があるんじゃないかという具合に思えるんですが、今回もまた1,000万円も追加いたしますと、この後の申込みは約2,000万円程度の申込みがあるということで見込んだという計算になるわけですか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） それでは、資料の表によってご説明いたします。今現在、申請額については、5,240万9千円。下から2段目の段になっておりまして予算額を突破しております。で、現在まで補助金を実際実績報告が上がって交付した額が4,153万9千円でしてこの割合が83.1%ということでございます。

それで、11月に入って申請が落ちるのかなと思いましたが、まだまだ駆け込み的なものがあるのかもしれませんがどんどんどんどん申請が来ております。それと合わせて実績においてですね、200万円以下で30万円まで届かない方の申請が実績で200万円をまわってということで、補助金を上回ってるケースもございます。今後の需要を見込みますと、まだ750万円ほど申請の枠がありますけれどもこれが実績と今後の申請を見ながらこの中で対応していきたいと思えます。

また、不足が生じた場合にはですね、また補正をお願いしなければいけないというふうを考えております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 跨線橋のことなんですけども、屋根の部分と側面の改修ということでしたね。そうですね。ちがいますか。全部、そうですか。

実はですね、まだまだ実現できるかどうかはわかりませんが、将来を見据えてですね、あそこを拡張するようなそういう考えはないでしょうか。というのはあそこはまず通学路、あと歩道といいますか歩くだけの道路ですけれども将来車道として使うというふうな考え、地元からそういう要望があった場合にですね、そういうアレを見据えた今後の改修というのは考えられないでしょうか。

○議長（須藤正人君） 6番議員の質問に対し答弁を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 橋の場合なんですけど、付近も含めてなんですけど、そのものの用途がどういうふうなものなのかということで、設計荷重というものが決まってきます。一般の橋梁であれば大体トラック等が14トンというような基準で橋脚から橋の構造これを全部計算して行います。で、この場合は通学用として歩道の設計になっておりますので、車の通る形ってなると全部を撤去してまるっきり橋脚から作らなければならないというふうなことになるのかと思えます。

現在のところ、利用状況を見ていますと畑・農作業用とか散歩とかそういうものでありますので、現在の橋脚、それから橋桁これを生かしながら歩道用の整備とい

うことで、先ほども申しましたが、腐食しております上屋を撤去いたしまして、転落防止のフェンスを新たに設置するという工事に取り掛かりたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。これをもって平成22年第6回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

午前 11 時 36 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤正人

同 署名議員 12番 鈴木一彦

同 署名議員 13番 芦崎達美

同 署名議員 1番 松岡清悦